

県南広域振興局長告示第157号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成22年7月23日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 奥州市水沢区佐倉河字五反町23番2、23番5、23番6、26番、27番1、27番2、28番、29番、30番、31番、32番、33番、43番、44番、45番1、45番2、46番、47番、48番、49番1、49番2、49番3、50番、51番、52番5、52番6、53番1、54番2、73番、74番、75番、76番、77番、78番、90番1、91番1、91番4、91番5、121番、122番及び123番並びにこれらの区域に介在する認定外水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 北上市大通り一丁目1番16号 株式会社サウスプランニング